

定住支援

**NEW** 学校給食費無償化事業

町では、4月から町立小・中学校に在学する児童生徒の給食費を無償化します。また、三種町に住所があり、町外の小・中学校に通学する児童生徒に対しても給食費を補助します。

●対象

- ・町立小・中学校に在籍する児童生徒
- ・三種町に住所を有し、町外の小・中学校等に通学する児童生徒
- ※三種町の1食あたりの単価を上限として、食数分を補助(対象者へは案内を発送します)

◆問い合わせ先

教育委員会 学校給食係  
☎7214321

**NEW** 結婚新生活支援事業補助金

●補助額

婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の世帯：上限30万円  
婚姻日における年齢が夫婦とも29歳以下の世帯：上限60万円

●対象要件

- ・対象となる住宅が町内にあり、夫婦双方または一方の住民票の住所が申請する住宅の所在地と

なっていること

- ・ほかの公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・夫婦双方または一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金に基づく補助金の交付を受けていないこと
- ・夫婦のいずれにも町税等の滞納がないこと

- ・補助金の交付後、継続して2年以上三種町に住む意思があること

- ・婚姻日における年齢が、夫婦どちらも39歳以下であること
- ・前年分の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること
- ※ただし、夫婦の双方または一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の前年分の合計所得金額から前年の貸与型奨学金の年間返済額を差し引いた額とする。

◆申請・問い合わせ先

企画政策課 企画係  
☎8514817

**NEW** 地方就職学生支援事業

●交付額

就職活動(6月1日以降の選考面接)に要した交通費の1/2

●対象者

- ・本部が都内にある大学の東京圏内のキャンパスを原則として、4年以上在学する卒業年度の学生

●申請方法

内定決定後、領収書等を添付し申請してください。

◆申請・問い合わせ先

企画政策課 企画係  
☎8514817

住宅取得支援補助金

若者世代の定住・移住を図るため、町内に住宅を取得した方に対して補助します。

●補助額

- ・新築住宅の取得  
上限100万円(補助率10割)
- ※町内業者で建築した場合はさらに20万円上乘せられます。
- ・中古住宅の購入  
上限50万円(補助率5割)

●対象者

- ・申請日現在で、50歳未満(夫婦満)の方
- ・子育て世帯に属する方(18歳以下の子どものいる世帯)
- ・右記に該当し、町税等の滞納が無く、対象住宅の所在地に住民票の記載があること

●対象住宅

令和6年4月1日以降に、工事請負契約または売買契約が結ばれ、町内に所在する住宅で所有権の保全または移転の登記が完了されたもの

●申請方法

- ・新築住宅の場合  
工事請負契約後、工事着工前に申請
- ・住宅購入の場合  
売買契約後に申請

※必要書類等については町ホームページをご覧になるか企画政策課までご連絡ください。

●交付

対象住宅の所有権保存登記等の完了後、町へ報告し口座へ振り込まれます。

◆申請・問い合わせ先

企画政策課 企画係  
☎8514817

**拡充** 住宅リフォーム助成

●対象者および対象住宅

- ・住宅(併用住宅の場合、住居部分が2分の1以上)と同一敷地内の住宅用車庫、物置等
- ※災害復旧の場合は住宅のみ
- ・過去、この事業による助成受給者は、助成を受けた年度から3か年度経過していれば、1回に限り再申請できません
- ・災害復旧を伴うリフォームは年度経過に関わらず、同年度内に限り1回まで申請することができます

●対象工事条件

- ・町内事業者が工事を行うこと
- ・町税等に滞納がないこと
- ・工事費用が20万円以上であること

令和6年度

三種町補助金・助成金のお知らせ